

公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会規程

(平成18年4月1日基本規程第4号)

一部改正 平成20年3月5日基本規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学定款（平成17年3月17日制定。以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 審議会は、原則として毎年度4回招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

(委員以外の者の出席)

第3条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第4条 議長は、議事録を作成する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。